

東京都障害福祉サービス等職員 居住支援特別手当事業について

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

令和6年6月

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（事業概要）

事業目的

- ✓ 都はこれまでも、福祉・介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く障害福祉業界からの人材流出に歯止めをかける

➔ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

障害福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員

…直接支援及び相談支援の業務に従事する者（※）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

（※）ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての福祉・介護職員等を支給対象とする

【手当額】

月額 1 万円（勤続 5 年目までの福祉・介護職員には 1 万円を加算）

【事業の概要】

福祉・介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、都では生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、居住支援特別手当を支給する事業者を支援

- ・ 障害福祉サービス等事業所職員の処遇の改善を目的とし、福祉・介護職員に月額 1 万円（法人勤続 5 年目までは 1 万円加算）を支援します。
- ・ 通常の住宅手当とは違い、**居住の形態にかかわらず、一定程度福祉・介護職員の仕事をしている職員はすべて対象**となります。
- ・ また、**既存の手当に充当することは認められません。**必ずあらたに「居住支援特別手当」を創設し、支給してください。

【対象事業所】

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び児童福祉法に定める障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援を行う事業所

1 居宅介護	15 就労選択支援
2 重度訪問介護	16 自立生活援助
3 同行援護	17 共同生活援助
4 行動援護	18 児童発達支援
5 重度障害者等包括支援	19 医療型児童発達支援
6 生活介護	20 放課後等デイサービス
7 施設入所支援	21 居宅訪問型児童発達支援
8 短期入所	22 保育所等訪問支援
9 療養介護	23 福祉型障害児入所施設
10 自立訓練	24 医療型障害児入所施設
11 就労移行支援	25 計画相談支援
12 就労継続支援 A 型	26 地域移行支援
13 就労継続支援 B 型	27 地域定着支援
14 就労定着支援	28 障害児相談支援

【対象職種・条件】

直接支援及び相談支援の業務に従事する者（※）、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

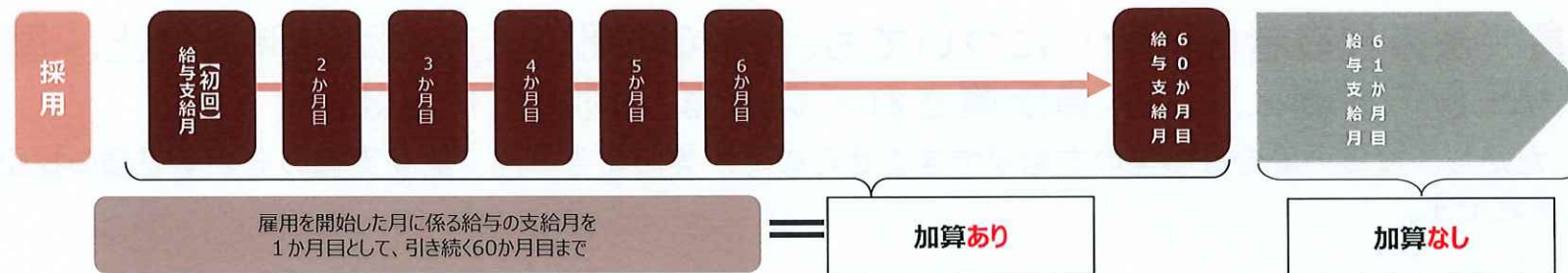
※ ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

- ・ 対象は常勤職員及び非常勤職員です。**所定労働時間又は実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上**の職員で、上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。
- ・ **役員（法人代表者を含む）**についても、週20時間以上又は月80時間以上、福祉・介護職員の職務として人員配置されていれば、対象となります。
※ ただし、役員の場合は手当の支給ができませんので、実績報告の際、勤務実績の分かる書類の提出を求める予定です。

【法人勤続5年目までの加算】

勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの福祉・介護職員へは月額10,000円を加算

- ・この加算は、雇用を開始した月に係る分から引き続き60か月目に係る分までが対象となります。
- ・役員は、勤続5年未満でも加算の対象にはなりません。



【事業イメージ】

まず、給与規程（就業規則）を改定してから、東京都に補助金を申請

申請の際には改定した給与規程の添付が必要



- ・ 補助金をもらう前に手当の支給をすること（①→④→②→③）も可能です。

【手当の創設】

補助金の申請には、まず居住支援特別手当を創設し、給与規程（就業規則）に記載、労基署への届け出が必要

- ・ 手当名は「居住支援特別手当」として下さい。また、都の補助条件に沿った手当だと分かるよう「**東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱**」に準拠して支給する旨を記載して下さい。
- ・ 当該事業の該当以外の対象（福祉・介護職員以外の職種等）に独自に支給する場合は、都の手当とは別の名称の手当において支給して下さい。

【手当の創設】

〈給与規程の記載例〉

第〇条（居住支援特別手当）「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給するものとする。
この手当の支給は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。

2. この手当の支給額は次による。

- 一、「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第7条第4項（1）に当たる支給額 10,000円
- 二、第7条第4項（2）に当たる加算額 10,000円

※上記は記載例になりますので、文言は法人内でご検討ください。

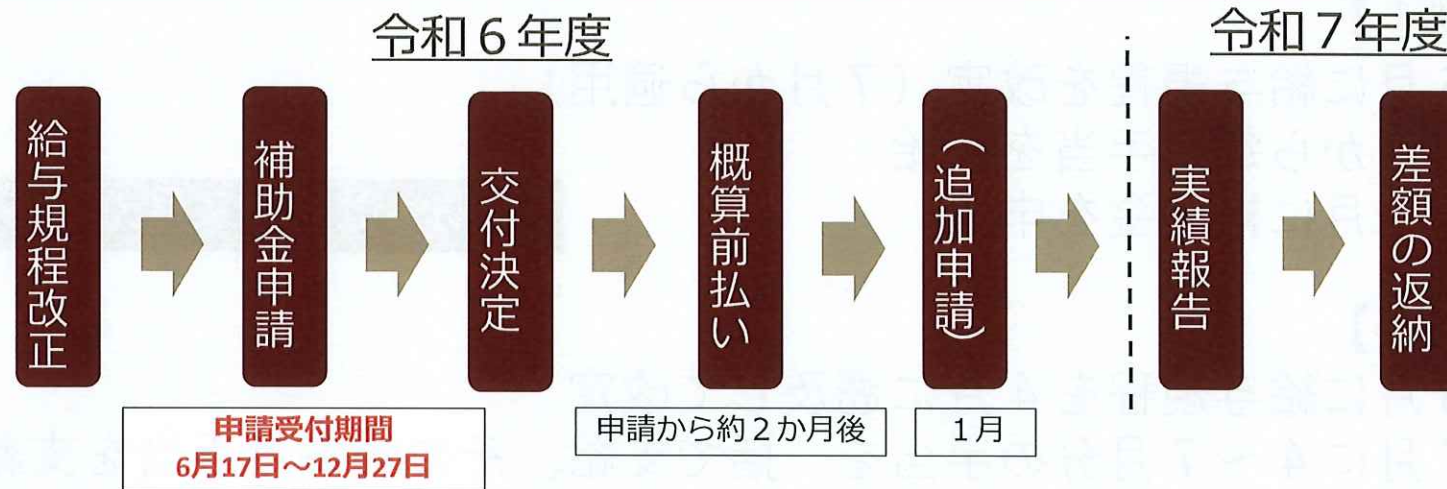
【補助金の支払い方法】

補助金は手当の支給予定分を概算前払い
翌年度、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

- ・ 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。審査後、**支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担分相当）**が前払いで支払われます。
- ・ 実際の手当の支給額が確定したら、翌年度実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

【申請スケジュール】

補助金の申請受付は6月17日から12月27日まで
補助金は4月分に遡及して申請可能



- ・ 申請は6月17日から受け付けますが、**4月分から申請できます。**
- ・ 追加申請が必要な場合は、令和7年1月に受付予定です。
- ・ 申請は法人ごとに行ってください（事業所ごとではありません）。

【申請のパターン例①】

先に手当の支給を開始してから補助金を申請する場合

【例 1】

- ・ 6 月に給与規程を改定（7 月から適用）
- ・ 7 月から毎月手当を支給
- ・ 1 2 月に補助金を申請

補助金は手当 7 月分から申請

【例 2】

- ・ 6 月に給与規程を 4 月に遡及して改定
- ・ 7 月に 4 ～ 7 月分の手当を一括で支給、その後毎月手当を支給
- ・ 1 2 月に補助金を申請

補助金は手当 4 月分から申請

【申請のパターン例②】

先に補助金をもらってから手当の支給を開始する場合

【例 3】

- ・ 6 月に給与規程を改定（9 月から適用）
- ・ 7 月に補助金を申請、9 月に入金
- ・ 9 月から手当を支給

補助金は手当 9 月分から申請

【例 4】

- ・ 6 月に給与規程を 4 月に遡及して改定
- ・ 7 月に補助金を申請、9 月に入金
- ・ 9 月に 4 ～ 9 月分の手当を一括で支給、その後毎月手当を支給

補助金は手当 4 月分から申請

※入金時期については、書類の不備なくご提出いただいた場合の目安です。

